

近畿大学校友会特別会員に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、校友会会則第5条(2)に基づいて、特別会員に関して必要な事項を定める。

(推薦基準)

第2条 特別会員は、校友会に顕著な功績のある本人が会員となることを希望し、かつ、次の各号のひとつに該当する者とする。

- (1)会則第5条の(1)イ及びロに規定する学校の教職員または教職員であった者
- (2)会則第5条の(1)イ及びロに規定する学校に在籍したことのある者

(推薦の手続)

第3条 前条に該当する者を推薦しようとする場合は、支部長または正会員10名連名による推薦書をもって会長に推薦するものとする。

2 前項の推薦書には、被推薦人の履歴及び推薦基準を満たしたことを証明する書類を添付すること。

(選考の手続)

第4条 特別会員候補者の選考は、執行部会議にて行い、幹事会議の議決をもって入会の可否を決する。

(入会の手続)

第5条 前条により入会を認められた者は、終身会費を添えて入会の手続を行う。

附 則

昭和45年5月28日から施行する。

附 則

本改正規程は、平成29年5月27日から施行する。

なお、本規程の施行と同時に、特別会員推せん規程を廃止する。